

平成31年度

北九州 ESD 協議会
市民センター等 ESD 活動推進事業助成金
助成団体 募集要項



目 的

ESD の普及啓発のため、市民センター等を拠点として行う ESD 活動の更なる拡充を目指して、助成金を交付します。

対 象 者

北九州 ESD 協議会会員が、市民センター等を拠点に地域と協働して立ち上げた活動団体です。

募集期間

平成 31 年 2 月 25 日（月）～平成 31 年 3 月 25 日（月）

※ 募集要項及び申請書は、北九州 ESD 協議会ホームページ <https://www.k-esd.jp/> の「お知らせ」からダウンロードできます。

北九州 ESD 協議会

1 趣旨

北九州地域に ESD を普及するため、北九州市域の市民センター及び、その他教育施設等（以下「市民センター等」という）を拠点として行う活動に対して、その活動をさらに充実したものとすることを目的に、予算の範囲内で助成金を交付します。

2 助成の対象者

北九州 ESD 協議会会員が、市民団体、NPO、産業界、学術機関等と協働して市民センター等で ESD 活動推進事業を実施するために設立した活動団体（以下「地域 ESD 実行委員会」という）とします。ただし、国、地方公共団体、その外郭団体、企業は含みません（ただし、これらの組織に属する者が、その業務外で取り組む活動は対象とします。）。教育機関において、教育課程等に位置付けられた活動は、助成対象としません。

3 助成対象事業

北九州地域で取り込まれる ESD 活動で、次のすべての条件を満たすものとします。

- (1) ESD 活動に関して活動団体が主体的に取り組む活動であり、営利を目的としないこと。
- (2) 対象となる活動について、他の公的な支援を受けることがないこと。
- (3) 対象となる活動について、その全部又は一部を、同年度の他の活動団体に行わせることがないこと。
- (4) 対象となる活動について、平成 31 年度の 3 月 31 日までに完了すること。

4 助成対象経費

当助成事業に要する経費のうち、助成の対象となる経費は、次の通りです。

- (1) 報償費（謝礼金） 講師等謝礼、外部協力者への謝礼金、作業補助者への手当
- (2) 旅費 活動のための旅費（市外は要協議）、講師等の交通費、市内移動経費（研修等）
- (3) 会議費 会議開催のための会場代・設備賃貸料等、会議に伴うお茶代等
- (4) 消耗品・物品購入費 活動に必要な物品、機材、資材、書籍等の購入費
- (5) 印刷費 資料、ポスター、チラシ、パンフレット、報告書等の印刷費
- (6) 使用料・賃借料 会場使用料、機器の使用料、賃借料、コピー代
- (7) 通信運搬費（役務費） 資料等の郵送料、物品等の運搬料、電話料、インターネット関連使用料、クリーニング代等
- (8) 保険料 障害保険料
- (9) 委託料 看板製作費、設営費、調査費

※ご注意：対象とならない経費

- ・団体の運営に供する経費
- ・食事代や事業実施主催者の飲料代などの飲食費
- ・備品（1万円以上の備品や5千円以上の図書）の購入費
- ・領収書が無いなど、支出の根拠が確認できない経費
- ・その他、協議会代表が適当でないとする経費

5 助成対象期間

交付決定の日から平成 32 年 3 月 31 日まで（単年度事業）

6 助成金

助成金の交付は予算の範囲内で執行し、1つの地域 ESD 実行委員会あたり、3万円を上限とする。(単年度事業)

7 募集期間

平成31年2月25日(月)～平成31年3月25日(月)

8 応募方法

申請書を作成し、平成31年3月25日(月)までに下記の書類を、北九州 ESD 協議会事務局への郵送または持参により提出してください。

- ① 平成31年度市民センター等 ESD 活動推進事業応募兼助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 助成事業計画書(様式第2号)
- ③ 事業収支予算計画書(様式第3号)
- ④ 「地域 ESD 実行委員会」の定款や規約、また当該委員会の構成員名簿
- ⑤ その他北九州 ESD 協議会代表が必要とする書類

※留意事項

- ・事業計画には実施時期や場所、対象者、人数などできるだけ具体的に記載してください。
- ・事業計画と助成金の使途の関係を明確にしてください。
- ・他の助成金を受けている(または申請中の)場合は、その助成金の名称と金額、また、本助成金との対象の区別を明確に記載してください。

9 審査(審査会について)

(1) 審査会

- ① 審査会の審査委員は、北九州 ESD 協議会運営委員会の委員で構成し、運営委員長が審査委員長を務めます。
- ② 申請状況や事業内容等により、審査の結果、希望金額に満たないまたは、交付対象外となる場合があります。
- ③ 地域 ESD 実行委員会には、審査会の求めに応じて、審査会に出席し説明をしていただくことがあります。

(2) 審査基準

計 画 内 容	事業の必要性	ESDの目的に適合し、地域における必要性や重要性等優先度が高いものか。
	計画の実現性	実現可能な方法、手段により計画されているか。
	収支計画の合理性	計画の実行が、妥当な収支計画に基づいているか。
	協力体制	活動に対して、専門家、地域の協力が得られるか。
市 民 参 加	活動への参加	活動に対して、広く一般の人が参加することができるものか。
	住民への周知	一般の人が参加するために、活動を広める体制が整備されているか。
	他団体との連携	他の団体や事業者等と広く繋がりをもった活動か。
効 果	効果の把握方法	事業の効果が把握できる方法か。
	発展性・継続性	事業に広がりがあり、自立的、安定的な活動の展開が期待できるものか。
当該助成金の必要性		財政基盤として、本助成金の必要性が高い活動か否か。

10 助成金の交付決定

助成金の交付が決定した団体へは、助成金交付決定通知書（様式第4号）、不交付団体へは、助成金不交付決定通知書（様式第4-2号）により郵送で通知します。

11 助成金の交付

助成金は概算払としますので、地域 ESD 実行委員会は、助成金交付請求書（第5号様式）により、代表に助成金の請求をしてください。

12 事業の実施

(1) 事業実施にあたっての協議

助成金事業の内容または経費の変更、事業の中止及び廃止等の場合は、代表の承認が必要ですので、速やかに「事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）」により報告してください。必要に応じて、実施経過等につきヒアリングを行うことがありますのでご協力をお願いします。

(2) 事業実施にあたる支援

北九州 ESD 協議会では、定期的な交流会や ESD フォーラムを開催していますので、積極的にご参加いただき、協議会に登録されている他団体との連携を進めるなど、ご活用ください。

(3) 北九州 ESD 協議会の広報への協力

助成事業で使用する看板、チラシ、パンフレットや、事業の成果発表等のイベント開催、そのマスコミ等への発表では、当該事業が北九州 ESD 協議会の助成を受けた事業であることを明示するなど、北九州 ESD 協議会の広報、啓発に努めてください。

13 活動報告

(1) 報告書の提出

助成金交付団体は、**助成事業完了の日から 20 日以内もしくは、平成 32 年 4 月 20 日までのいずれか早い日まで**に以下の書類を提出してください。

- ① 市民センター等 ESD 活動推進事業助成金実績報告書（第7号様式）
- ② 事業実施内容報告書（第8号様式）
- ③ 収支決算書（第9号様式）
- ④ その他助成事業に関する資料

(2) 助成金交付団体の方は、協議会の活動報告会等での報告にご協力ください。

(3) 提出された報告書や成果物、画像については、北九州市や協議会のホームページ等に掲載し、広く広報に使用させていただきます。画像は、許可の得られたものを提出してください。

(4) 助成金を他の用途に使用した場合、虚偽の報告等があった場合、事業報告の提出がなされない場合は、助成金の交付決定を取り消し、助成金を返還いただくことがあります。

※本助成金の運用は「北九州 ESD 協議会 市民センター等 ESD 活動推進事業助成金交付要綱」に基づきます。

【問合わせ先】

北九州 ESD 協議会事務局

〒802-0006 北九州市小倉北区魚町三丁目 3-20 中屋ビル地下1階

TEL&FAX : 093-531-5011 メールアドレス : k-esd@k-esd.jp